

総 評 相 第 99 号  
平成 25 年 5 月 10 日

国税庁次長 殿

国土交通省自動車局長 殿

総務省行政評価局長

自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省九州管区行政評価局（以下「九州管区局」という。）に対し、「自動車重量税の還付申請書を自動車検査登録事務所に提出した際、還付までに 1 か月半から 2 か月程度の時間を要するとの説明を受けた。しかし、その後、特段の連絡がなかったため、申請してから約 1 か月半後に税務署に還付金の支払について問い合わせたところ、更に約 1 か月後の支払になるとの説明を受けた。その際、税務署から、「自動車重量税の還付申請書類は 1 か月単位で月に一度しか国土交通省から受け取らないことになっている。」との説明を受けた。仮に、このことが還付金支払に時間を要する大きな原因になっているのであれば、自動車検査登録事務所から税務署への自動車重量税の還付申請書類の受渡し等の還付事務を迅速にしてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議等において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、国土交通省から国税庁への自動車重量税の還付申請データの引継頻度を増やすとともに、還付にかかる期間について一層の周知を図ることが必要であると考えますので、御検討ください。

なお、これらに対する貴省庁の措置結果等については、平成 25 年 8 月 10 日までに当省に回答してください。

## 記

### 1 制度の概要

自動車に係る税金には、自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）に基づく自動車重量税、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく自動車取得税、自動車税及び軽自動車税等があるが、本申出に係る自動車重量税の概要等は以下のとおりとなっている。

#### (1) 自動車重量税

##### ア 概要

自動車重量税は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項、第 62 条第 2 項等の規定に基づき自動車検査証の交付等を受ける自動車に対して課される国税であり（自動車重量税法第 3 条）、当該自動車検査証の交付等を受ける者が納税義務者とされている（同法第 4 条）。

また、納税義務者は、自動車検査証の交付等を受ける時までに税額相当金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼付して運輸支局等（注）の窓口へ提出する方法により、納付する必要があるが（同法第 8 条）、一般的には、自動車ディーラーや整備業者が代行して納付することが多い。

（注） 運輸支局等とは、神戸運輸監理部及び運輸支局並びにそれらの自動車検査登録事務所並びに沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに軽自動車検査協会の事務所及びその支所・分室をいう。以下、同じ。

##### イ 税率

自動車重量税の税率は、自動車重量税法第 7 条の規定に基づき、車両の種別、用途及び重量並びに車検有効期間ごとに定められているほか、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 90 条の 11 の規定に基づき、当分の間の税率が定められている。また、同法第 90 条の 12 の規定に基づき、いわゆる環境対応車については自動車重量税の減免（いわゆるエコカー減税）措置が講じられている。

エコカー減税の適用を受ける乗用自動車（自家用）の自動車重量税の額を例に示すと、表－1 のとおりである。

表－1 乗用自動車（自家用）の自動車重量税の額

区分 車両重量	車検期間 3 年		車検期間 2 年	
	75%減	50%減	75%減	50%減
0.5 トン以下	1,800 円	3,700 円	1,200 円	2,500 円
0.5 トン超～1.0 トン以下	3,700 円	7,500 円	2,500 円	5,000 円
1.0 トン超～1.5 トン以下	5,600 円	11,200 円	3,700 円	7,500 円
1.5 トン超～2.0 トン以下	7,500 円	15,000 円	5,000 円	10,000 円
2.0 トン超～2.5 トン以下	9,300 円	18,700 円	6,200 円	12,500 円
2.5 トン超～3.0 トン以下	11,200 円	22,500 円	7,500 円	15,000 円

(注) 1 当局において、平成24年5月1日以降の税率に基づき、エコカー減税の適用を受ける乗用自動車（自家用）について作成した。

2 免税となるものについては、記載を省略した。

## (2) 自動車重量税の廃車還付制度

### ア 概要

自動車重量税については、自動車が車検を受けること等によって走行可能になるという法的地位あるいは利益を受けることに着目して課税される一種の権利創設税であるという考え方により、従来、還付制度は設けられていなかった。

しかし、自動車のうち、その使用を終了したもの（以下「使用済自動車」という。）については、不法投棄を防止し自動車のリサイクルの促進を図ることを目的とした使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)が制定されたことに伴い、最終所有者がその使用済自動車を引取業者に引き渡すインセンティブ措置として、平成14年度税制改正により廃車還付制度が設けられ、平成17年1月1日から施行された。

還付を受けられるのは、使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に自動車重量税の還付申請が行われた場合であり、車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されることになった(注)。

(注) 永久抹消登録申請とは、既に登録自動車が解体済みの場合に行う手続であり、解体届出とは、一時抹消登録を済ませてある登録自動車を解体した場合に行う手続である。

また、還付申請者は、還付の対象となる自動車を引取業者に引き渡した者（最終所有者）とされているので、還付の対象となる自動車の自動車重量税を実際に納付した者か否かは問わないこととされている。

### イ 還付される自動車重量税額の計算方法

還付される自動車重量税額は、納付された自動車重量税額に車検残存期間の月数を乗じ、これを車検有効期間の月数で除して算出することとされており、車検残存期間が1か月に満たない場合は、還付を受けることができない。

《例》「1.5 トン超～2.0 トン以下（2 年車検、50%減免）」の乗用自動車（自家用）において、納付した自動車重量税額は 10,000 円、車検残存期間が 12 か月と 20 日の場合：

$$10,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月(注)} \div 24 \text{ か月} = 5,000 \text{ 円}$$

⇒5,000 円が還付される。（注：1 か月に満たない端数は切捨て）

#### ウ 還付の申請手続

還付申請は、申請者の事務手続の簡便化を図るため、申請者が引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書に必要となる事項を記載して運輸支局等に提出することとされており、税務署への申請は運輸支局等経由で行われるので、申請者が税務署へ出向く必要はない（注）。

（注） 自動車重量税還付申請書の様式は、永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっている。

なお、平成 18 年度から 23 年度までの全国における自動車重量税の廃車還付申請件数は、表－2 のとおりである。

表－2 自動車重量税の廃車還付申請件数 (単位：千件)

年 度	平成 18 年	19	20	21	22	23
申請件数	1,033	1,074	1,175	1,376	1,401	961

（注） 国税庁の資料に基づき、当局で作成した。

#### エ 還付に要する期間の周知・広報

国税庁ホームページでは、自動車重量税の還付に要する期間について、次の内容で周知・広報を行っているほか、運輸支局等の窓口では、口頭及び国税庁作成のパンフレットでも周知している。

提出された還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、所轄税務署に引き継がれ、税務署においては、還付金の支払を適正に行うための申請書の審査など所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等に提出されてから、所轄税務署長から還付金が支払われるまでにおおむね 3 か月程度かかることを御理解願います。

#### (3) 自動車重量税の廃車還付事務の流れ

使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付事務の流れは、表－3 の①から⑤の順となっている。なお、申請書類は運輸支局等に保管され、事務処理は電子化されたデータ（以下「還付申請データ」という。）に基づき進められる。

表－3 自動車重量税の廃車還付手続の流れ及び処理期間

	処理機関	事務内容	処理期間
①	運輸支局等	システムへの入力処理	1日
②	国土交通省本省	還付申請データ蓄積、データ変換	最大1か月
③	国税庁本庁	還付申請データ振り分け	約3日
④	国税局	還付申請データの補正等	約3週間
⑤	税務署	還付決議・未納税額の確認・支払処理	約3週間

(注) 九州管区局の関係機関からの聴取結果に基づき、当局が作成した。

表－3を具体的に説明すると、以下のとおりである。

① 運輸支局等における事務処理及び期間（処理期間：1日）

運輸支局等では、還付申請書の提出を受け、申請書記載事項の確認及び添付書類の確認を行った上で、自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下、「MOTAS」という。）への入力処理を行う。記載事項、添付書類に不備等がなければ、申請日当日に必要な処理は完結する。

② 国土交通省本省における事務処理及び期間（処理期間：最大1か月）

国土交通省本省では、日々、全国の運輸支局等からオンラインで送信されてくる還付申請データ情報を蓄積し、国税庁及び国土交通省の協議により、毎月月末締めで1か月単位で国税庁システム用データに変換し、翌月に国税庁本庁に還付申請データを引き継ぐ。

③ 国税庁本庁における事務処理及び期間（処理期間：約3日）

国税庁本庁では、国土交通省本省から受け取った還付申請データをKSKシステム（国税総合管理システム）に移行させ、還付申請者の住所地により担当する国税局ごとに振り分け作業を行い、振り分け作業完了後、各国税局に当該データを転送する。

④ 国税局における事務処理及び期間（処理期間：約3週間）

各国税局では、国税庁本庁から送付された全ての還付申請データの内容を確認し、必要に応じ所要の補正等を行い、税務署における還付処理用のデータ（以下「還付処理データ」という。）を作成する。

⑤ 税務署における事務処理及び期間（処理期間：約3週間）

各税務署では、国税局が整理した還付処理データを基に、関係部署において申請者が還付金の振込先として指定した金融機関口座の確認や申請者に係る他の国税の未納税額の確認等（注）を行った後、金融機関口座への還付金振込のために日本銀行に対し、支払手続を行う。

(注) 国税通則法（昭和37年法律第66号）第57条第1項では、税務署長は「還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税～（略）～があるときは、～（略）～還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならぬ。（略）～」と規定されている。

## 2 関係機関の意見

### (1) 国土交通省自動車局自動車情報課

#### ア 国土交通省から国税庁に対する還付申請データの引継頻度について

自動車重量税の還付を含め自動車の登録・検査の申請に関し、書面については運輸支局等で受付・保管をしているが、還付申請データについては本省で一括管理をしているため、還付申請データの抽出等は本省で一括して行うこととしている。

現在、MOTASでは、各統計表等を設定した曜日・時間で自動的に加工・抽出しているが、この日時を変更するには、日々の処理、特定日の処理を行う他のプログラムへの影響調査及び設定変更が必要となり、また、国税庁へ引き継ぐ頻度を増加させるためにはシステム改修が必要となる。

なお、国税庁へ引き継ぐ還付申請データは、国税庁との協議により、毎月1回、当月分のデータを自動で抽出するようプログラムされている。

当省としては、引継頻度を増加させることについて、従前どおりの方法で引き継ぐという前提においては、システム的な支障はないため、システム改修を施すことにより対応可能であると考えているところである。

#### イ 還付に係る期間の周知について

申請者に対しては、「自動車重量税還付申請書付表1(注)」を交付する際、今後国税局において申請書の審査がなされた上で還付されるため、おおむね3ヶ月程度の期間を要することを、口頭により周知する(窓口によっては、この旨が掲示されている場合もある。)とともに、国税庁作成のパンフレット(「自動車重量税還付申請書記載のポイント」)を配布している。

(注) 自動車重量税還付申請書付表1とは、自動車重量税還付申請書を提出した際に、申請者に交付されるものであり、同申請書に記載した内容等が記載されている。

### (2) 国税庁課税部消費税室

国土交通省等において受け付けた還付申請データは個人情報そのものであることから、毎月、絶対に外部に流出しないような措置を講じた上で引継ぎを受けている。

したがって、年間100万件に及ぶ膨大な還付申請データについて、申請があった都度引継ぎを受けることは、作業の効率性及び費用の観点から現実的ではないが、引継頻度を月2回程度に増加させることについては、予算措置及び一定の準備期間が必要となるが検討を行いたい。

## 3 改善の必要性

上記1(3)のとおり、国土交通省の還付申請データは、国税庁及び国土交通省の協議により、国税庁への引継ぎが月1回まとめて行われることから、申請日によっ

ては最大1か月間、国土交通省にとどまっており、その期間は還付事務が国税庁で行えず、その結果、還付までに2か月以上の期間を要することになっている。

また、自動車重量税の還付にかかる期間については、国税庁のホームページ等でおおむね3か月程度かかる旨の周知・広報を行っているものの、本申出があった原因の一つには、受付窓口における周知が徹底されていなかったことがあると考えられる。

したがって、国税庁及び国土交通省は、申請者への還付の迅速化を図るため、自動車重量税の還付申請データの引継頻度を増やすことを検討するとともに、自動車重量税の還付に要する期間を国税庁のホームページ及び運輸支局等の窓口等において、申請者に対して一層の周知を行う必要がある。